

### 【証明書及び手続書類】

ゴム丸太の移動又は除却に要する証明書及び手続書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c9 小規模ゴム造林地からの丸太及び林地廃材の移動に係る所有者の同意の取得に要する証明書及び手続書類

Forest Type / Source of Timber 森林区分 / 木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit / Issuance 提出者または発行元	Recipient / Confirmation 受取人または確認者	
RW-R ゴム再造林地	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ Document of Land Title</li> <li>▪ Documents of contractual right and/or authorization</li> <li>▪ 土地登記簿</li> <li>▪ 契約の権利・権限を示す書類</li> </ul>	Rubber estates ゴム農園	Contractor 請負業者	
	Trade Contract (Contract between rubber estate and contractor) 売買契約書 (ゴム農園・請負業者間の契約書)	Rubber estate and contractor. ゴム農園及び請負業者		
	Letter /Agreement /Contract for removal of logs and wood residues from rubber estate /owner. ゴム農園または所有者からの丸太及び廃材の移動のための文書、同意書または契約書。	Rubber estates ゴム農園	Contractor 請負業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ Primary Processing Mill</li> <li>▪ State Forestry Department</li> <li>▪ 一次加工工場</li> <li>▪ 州森林局</li> </ul>
		Rubber estates ゴム農園	Contractor 請負業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ Primary Processing Mill</li> <li>▪ State Forestry Department</li> <li>▪ 一次加工工場</li> <li>▪ 州森林局</li> </ul>
	Copies of the documents of Land Title and contractual right and/or authorization. 土地所有及び契約の権利・権限を示す書類の写し	Rubber estates ゴム農園	Contractor 請負業者	<ul style="list-style-type: none"> <li>▪ Primary Processing Mill</li> <li>▪ State Forestry Department</li> <li>▪ 一次加工工場</li> <li>▪ 州森林局</li> </ul>
		Trade Contract (Contract between contractor and primary processing mill) 売買契約書 (請負業者・一次加工工場間の契約書)	Contractor and primary processing mill. 請負業者及び一次加工工場	State Forestry Department 州森林局

資料・監修：マレーシア木材産業庁

#### ④環境影響調査

ライセンス所持者が 500ha 以上の伐採区域、水源地涵養地及び国立公園隣接地での伐採活動並びに他の農産物の生産のための 500ha 以上のゴム林の用地転換を行うときは、環境影響調査並びに環境局への環境影響調査報告書の提出及び環境局による同報告書の承認が必要である。

環境品質法 (Environmental Quality Act) 第 34 条の A、「所定の活動に起因する環境への影響に関する報告」の規定は、天然資源環境大臣は理事会との協議の上、重大な環境影響を引き起こす可能性のある活動を「規定による活動」として特定するよう命令できること<sup>10</sup>、「規定による活動」を行う者は、関係当局から活動に係る承認を受ける前に、環境局長が規定したガイドラインに基づいて環境影響評価を実施し、その報告書を環境局長に提出しなければならないこと<sup>11</sup>を定めている。

「環境品質に係る命令 (環境影響評価)」の附属書第 6 項「林業」の規定は、「規定による

<sup>10</sup> 第 1 項

<sup>11</sup> 第 2 項

活動」を行うときは、環境影響評価を事前に実施するよう定めている。この環境影響評価は、環境局の所掌である<sup>12</sup>。

#### A.永久林、州有林及び私有林における環境影響調査

永久林、州有林又は私有林のライセンス区域が 500ha 以上である場合、水源涵養地がある場合及び国立公園と隣接している場合、ライセンス所持者は、環境影響調査を実施し、環境影響調査報告書を環境局に提出して承認を得るとともに、同報告書に掲げた影響軽減措置を実行しなければならない。

環境影響調査は、ライセンス所持者からの依頼を受けて環境局に登録されているコンサルタントが行い、結果を環境影響調査報告書にとりまとめる。そしてライセンス所持者は、同報告書を環境局に提出して承認を求める。

環境局又は州森林局は、伐採が行われる地域へのライセンス発行及びライセンス所持者への指示を確認し、環境局は環境影響調査を行ったコンサルタントの環境局への登録を確認する。

環境局はライセンス所持者から受領した環境影響調査報告書の内容及びコンサルタントが提案した影響低減措置を評価し、これらを承認したときは承認済環境影響調査報告書をライセンス所持者に発行する。

承認済環境影響調査報告書を受領したライセンス所持者は、同報告書に掲げられている影響低減措置を実行する。環境局は、ライセンス所持者による影響低減措置の実行を監視する。

この手続きは、ライセンス取得者が環境影響評価を要する地域で伐採を計画する度に行う。

#### 【証明書及び手続書類】

環境影響評価に要する証明書及び書類は、次の表のとおりである。

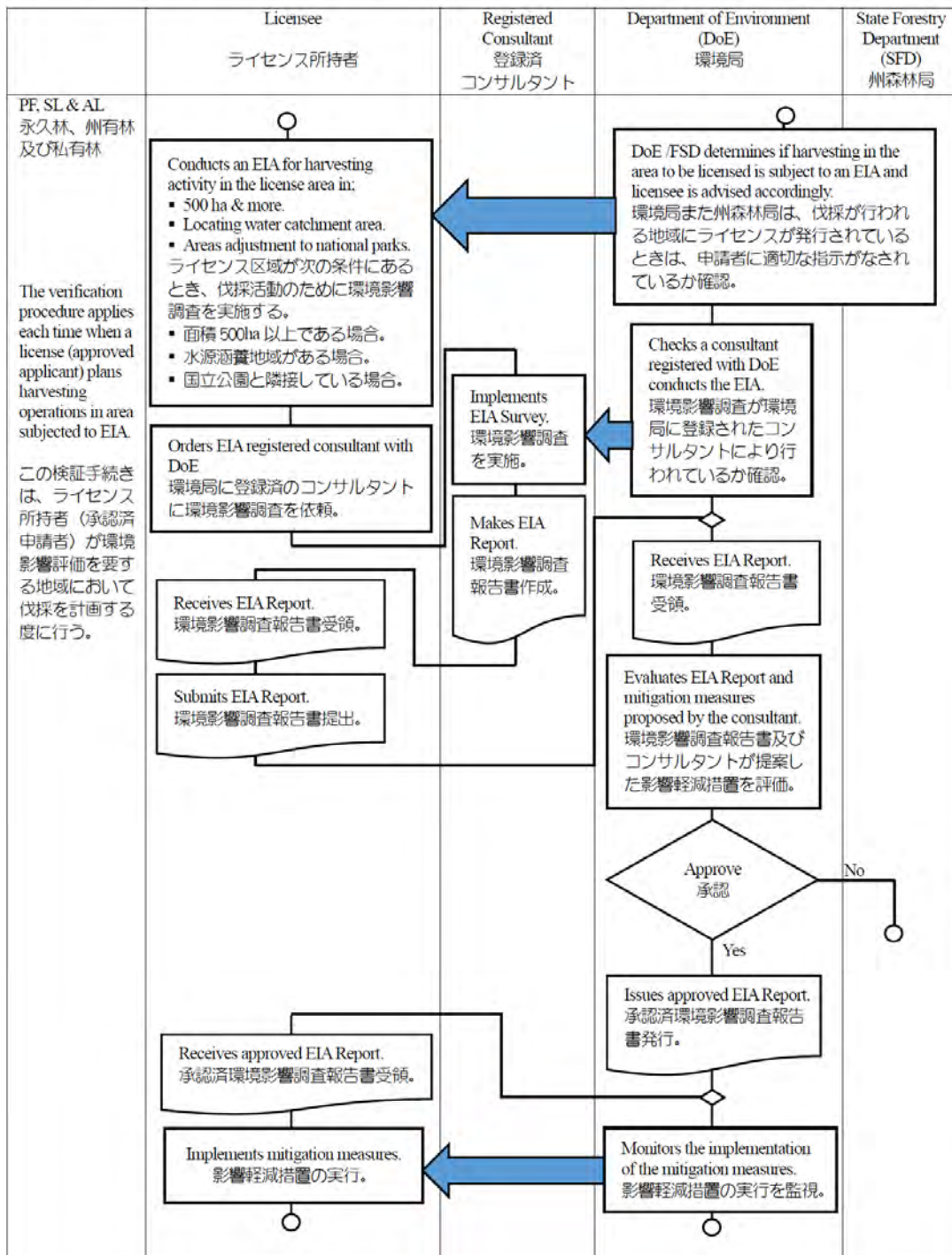
表 4.1.c10 環境影響評価に要する証明書及び書類

Forest Type / Source of Timber 森林区分 / 木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit / Issuance 提出者または発行元	Recipient / Confirmation 受取人または確認者
PF, SL, AL & RW-R 永久林、州有林、私有林及び ゴム再造林地	EIA Report 環境影響調査報告書	Registered Consultant 登録済コンサルタント	Licensee ライセンス所持者
		Licensee ライセンス所持者	Department of Environment 環境局
	Approved EIA Report 承認済環境影響調査報告書	Department of Environment 環境局	Licensee ライセンス所持者

資料・監修：マレーシア木材産業庁

<sup>12</sup> 環境影響評価の手順及び要件の概要は、環境局が 1990 年 10 月に発行した「環境影響評価—手順及び手続」に記載されている。

EIA (Environmental Impact Assessment) Requirements	環境影響調査
Sources of Timber: PF, SL & AL	木材の出所：永久林、州有林及び私有林
Responsibility: Department of Environment (DoE)	所管：環境局
Licensee (approved applicant) conducts an EIA for harvesting activity in the licensed area (area for harvesting) in:	ライセンス所持者（承認済申請者）は次のライセンス区域（伐採区域）での伐採活動のために環境影響調査を行う。
<ul style="list-style-type: none"> <li>The licensed area (area for harvesting) covering an area of 500 ha or more.</li> <li>A water catchment area, or area adjacent to national parks.</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>500ha以上のライセンス区域（伐採区域）</li> <li>水源涵養地または国立公園隣接地</li> </ul>



資料・監修：マレーシア木材産業庁

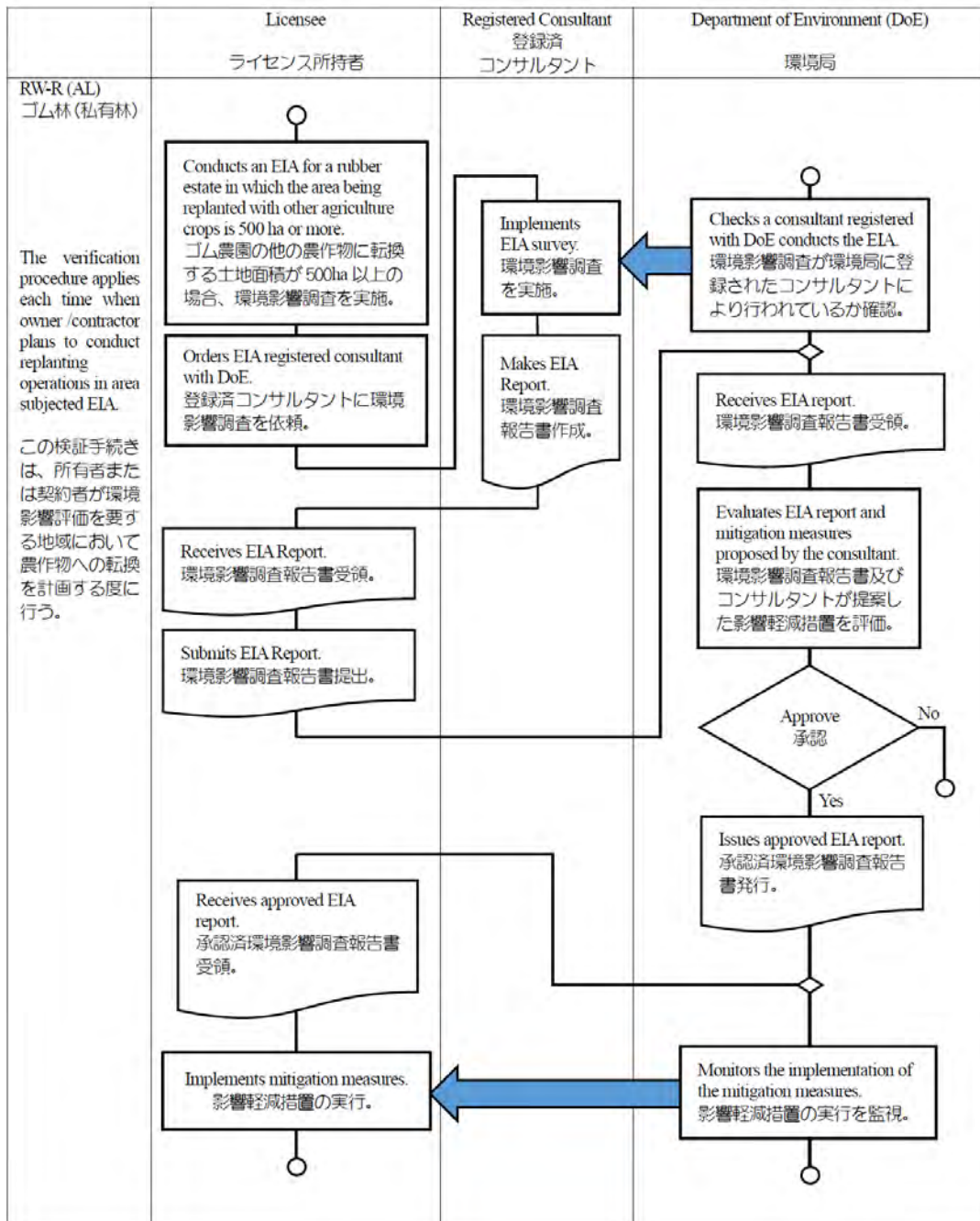
図 4.1.c6 永久林、州有林及び私有林における環境影響調査の手続き

## B. ゴム林の農地転換にともなう環境影響調査

500ha 以上のゴム造林地を他の農産物の生産に転換するときは、ライセンス所持者は環境影響調査を行い、環境局に環境影響調査報告書の承認を申請し、その申請が承認されたときは同報告書に掲げられている影響軽減措置を実行する。

この手続きは、永久林、州有林及び私有林における環境影響調査と同じで、所有者又は契約者が環境影響評価を要する地域で農地への土地利用転換を計画する度に行う。

EIA (Environmental Impact Assessment) Requirements (Rubber estates)	環境影響調査 (ゴム農園)
Sources of Timber: RW-R (AL)	木材の出所: ゴム林 (私有林)
Responsibility: Department of Environment (DoE)	所管: 環境局
Owner /contractor conducts an EIA for a rubber estate in which the area being replanted with other agriculture crops in 500 ha or more.	ゴム農園所有者また請負業者は、500ha以上の面積で他の農産物の生産のために用地転換するときは、環境影響調査を実施しなければならない。



資料・監修：マレーシア産業庁

図 4.1.c7 ゴム林の用地転換にともなう環境影響調査手続き

## ⑤計画策定及び土地利用区分登録

永久林の伐採を行うライセンス所持者は伐採計画を作成し、州森林局長の承認を得るとともに伐採を行う全てのライセンス所持者は土地利用区分を作成し、州森林局に土地利用区分又は不動産区分を登録しなければならない。

この手続きは、伐採ライセンスを発行するたびに行う。

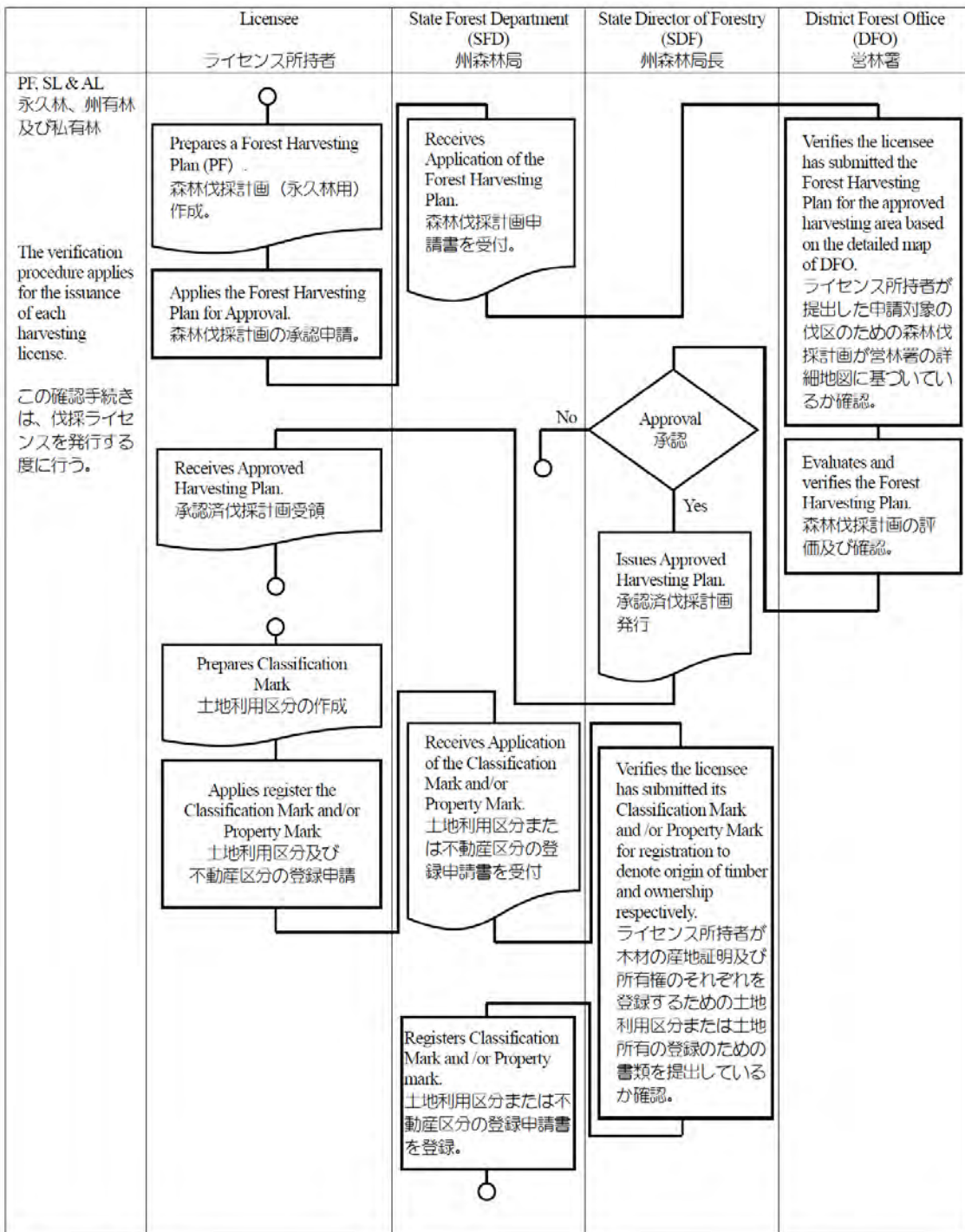
### A. 森林伐採計画（永久林用）の承認申請

永久林の伐採を計画しているライセンス所持者は森林伐採計画を作成し、州森林局に同計画の承認申請を行う。申請書を受付けた州森林局は、営林署に申請書を回付する。州森林局から森林伐採計画の回付を得た営林署は、森林伐採計画が営林署の詳細地図に基づいて作成されているか確認した後、同計画の評価及び確認をし、その結果を州森林局長に伝える。営林署から森林伐採計画の評価及び確認を得た州森林局長は、森林計画を承認したときに承認済伐採計画を発行し、ライセンス所持者に送付する。

### B. 土地利用区分の登録

ライセンス所持者は土地利用区分を作成し、州森林局に土地利用区分及び不動産区分の登録申請を行う。申請を受けた州森林局は、申請書を州森林局長に回付する。州森林局長は、ライセンス取得者による木材の産地証明及び所有権のそれぞれを登録するための土地利用区分また土地所有の登録のための書類の提出を確認し、これらの確認が完了すると、州森林局が土地利用区分又は不動産区分の登録申請書を登録する。

Plan Preparation and Registration of Classification Mark	計画策定及び土地利用区分登録
Sources of Timber: PF, SL & AL	木材の出所：永久林、州有林及び私有林
Responsibility: State Forest Department (SFD)	所管：州森林局
Licensee (approved applicant) prepares a Forest Harvesting Plan (PF) for the approval of the state Forestry Department (SFD), and to register its classification mark and may also register its property mark with the SFD.	ライセンス所持者（承認済申請者）は、州森林局の承認を得るために森林伐採計画を作成するとともに、土地利用区分または不動産区分を登録しなければならない。



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c8 森林伐採計画の承認及び土地利用区分の登録手続き

## 【証明書及び手続書類】

森林伐採計画の承認及び土地利用区分の登録に要する証明書及び書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c11 森林伐採計画の承認及び土地利用区分の登録

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF, SL & AL 永久林、州有林及び私有林	Forest Harvesting Plan (PF) 森林伐採計画 (永久林用)	Licensee ライセンス所持者	State Forestry Department 州森林局
	Approved Forest Harvesting Plan 承認済森林伐採計画	State Director of Forestry 州森林局長	Licensee ライセンス所持者
	Applies register the Classification Mark and/or Property Mark 土地利用区分及び不動産区分の登録申請	Licensee ライセンス所持者	State Forestry Department 州森林局

資料・監修：マレーシア木材産業庁

## (2) 基準 2 林内作業

基準 2 は、林内作業に係る基準である。この基準には、次の表のように 7 つの標準を設定している。

表 4.1.c12 基準 2 林内産業のコンテンツ

標 準	区 分
①伐採区域の境界確定	
②立木資源調査	A. 入札予定地域 B. 契約区域又は認可区域
③伐採事前影響評価	
④立木へのタグ及び環印表示	
⑤木材生産管理	A. 産業用造林以外 B. 産業用造林
⑥丸太輸送	
⑦労働安全衛生	

### ①伐採区域の境界確定

伐採区域の境界確定は、林内作業を行う前に私有の産業用造林地を除く全ての森林で行う。私有の産業用造林地では、私有地を設定するときに測量用石杭を用いた境界確定をしているので、この手順の対象から除外する。

伐採区域の境界確定は、州森林局が行う。

境界の確定を行うために、営林署はライセンス区域の境界設定案を作成し、それに基づいて森林局職員がライセンス区域において境界線上の立木に環印を表示するとともに、境界線上の目印となる立木を数え、環印の下に州森林局の刻印を打刻する。

環印は塗料により樹幹を一周する要領で表示し、ライセンス境界は三本、林班境界は二本、小林班境界は一本の環印を施す。

ライセンス所持者は、州森林局の境界確定作業と平行して境界線の下刈りを行う。



これらの作業が完了すると、州森林局、ライセンス所持者及び請負業者は、境界の確定状況、境界線上の立木に施した環印、境界線の下刈りの状況の立会検査を無作為抽出方式で選定した現場で行う。

立会検査が終了すると、森林監督官は境界確定境界線確認書及び下刈境界線確認書を作成し、営林署に提出する。営林署はこれらの書類を審査し、適合しているものを承認済書類として保管する。



ライセンス境界を示す三本の環印が表示されている。  
写真 4.1.c1 環印を施した立木

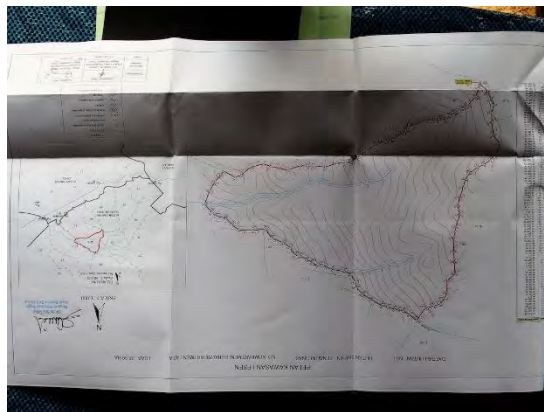
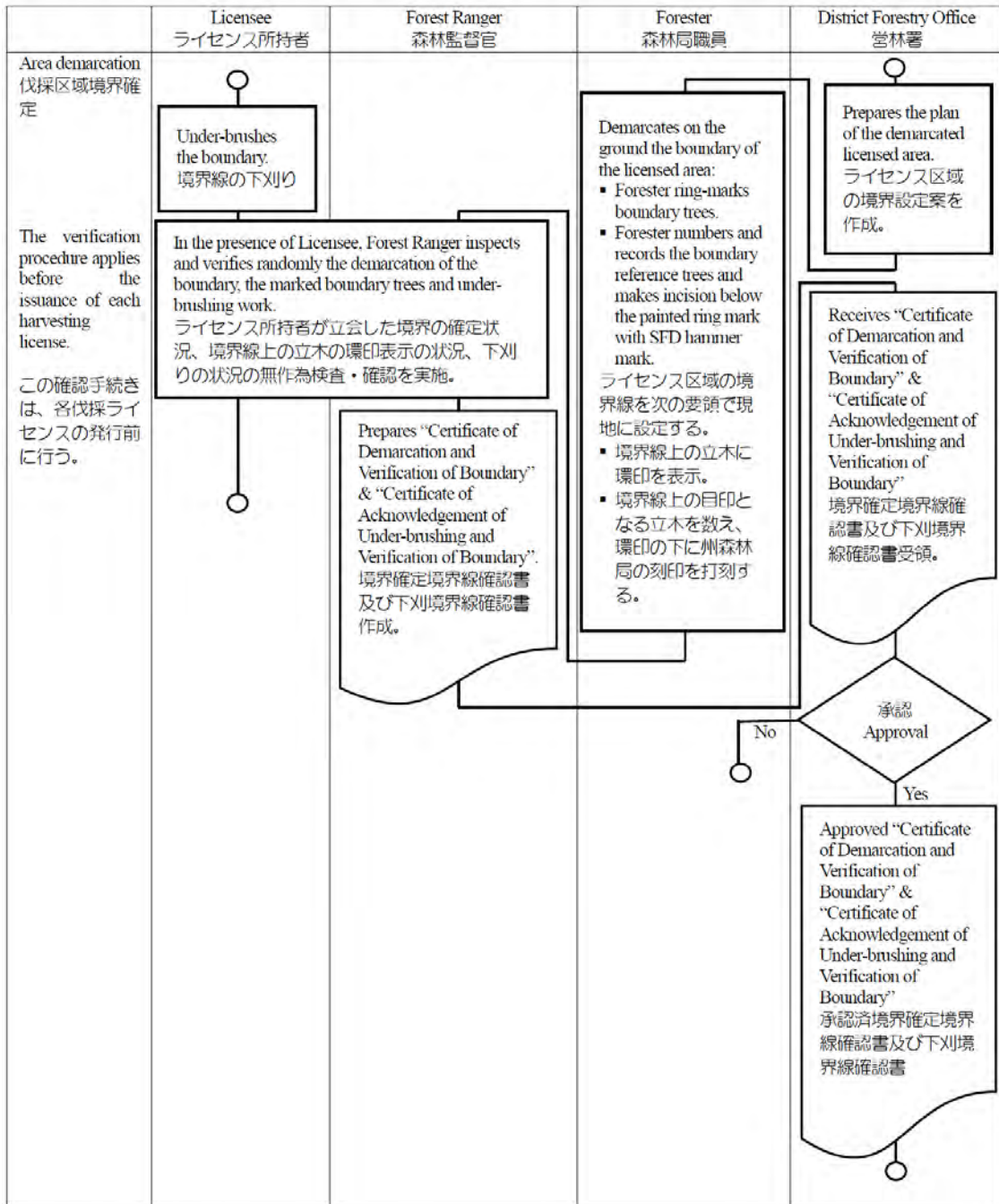


写真 4.1.c2 境界図

Area Demarcation	伐採区域境界確定
Sources of Timber: PF, SL & AL (excluding IIP on AL)	木材の出所：永久林、州有林及び私有林（私有産業用造林を除く）
Responsibility: State Forest Department (SFD)	所管：州森林局
<ul style="list-style-type: none"> <li>Forester demarcates on the ground the boundary of the licensed area: <ul style="list-style-type: none"> <li>Forester ring-marks boundary trees.</li> <li>Forester numbers and records the boundary reference tree and makes incision below the painted ring mark with SFD hammer mark.</li> </ul> </li> <li>Licensee under-brushes the boundary.</li> <li>DFO prepares the plan of the demarcated licensed area</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>森林局職員はライセンス区域の境界を次により確定する。 <ul style="list-style-type: none"> <li>森林局職員は立木に環印を施す。</li> <li>森林局職員は、境界上の基準木を数えて記録し、施された環印の下に州森林局の刻印を打刻する。</li> </ul> </li> <li>ライセンス所持者は境界線の下刈りを行う。</li> <li>営林署はライセンス区域の確定設定案を準備する。</li> </ul>



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c9 伐採区域境界確定手続き

## 【証明書及び手続書類】

伐採区域の境界確定の手続きに用いる書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c13 伐採区域の境界確定手続きに用いる書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF, SL & AL (excluding ITP on AL) 永久林、州有林及び私有林（私有産業用造林地を除く）	Plan of the Demarcated License Area ライセンス区域境界設定案	District Forestry Office 営林署	Forester & Forest Ranger 森林局職員及び森林監督官
	Certificate of Demarcation and Verification of Boundary 境界確定・境界線確認書	Forest Ranger 森林監督官	District Forestry Office 営林署
	Approved Certificate of Demarcation and Verification of Boundary 境界確定・境界線確認書	District Forestry Office 営林署	—
	Certificate of Under-brushing and Verification of Boundary 承認済下刈境界線確認書	Forest Ranger 森林監督官	District Forestry Office 営林署
	Approved Certificate of Under-brushing and Verification of Boundary 承認済下刈境界線確認書	District Forestry Office 営林署	—

資料・監修：マレーシア木材産業庁

## ②立木資源調査

立木資源調査は胸高直径 15cm 以上の全ての立木を対象に樹種、立木密度及び分布の把握並びにライセンス区域におけるフタバガキ科及び非フタバガキ科の伐採枠を設定するために行う。

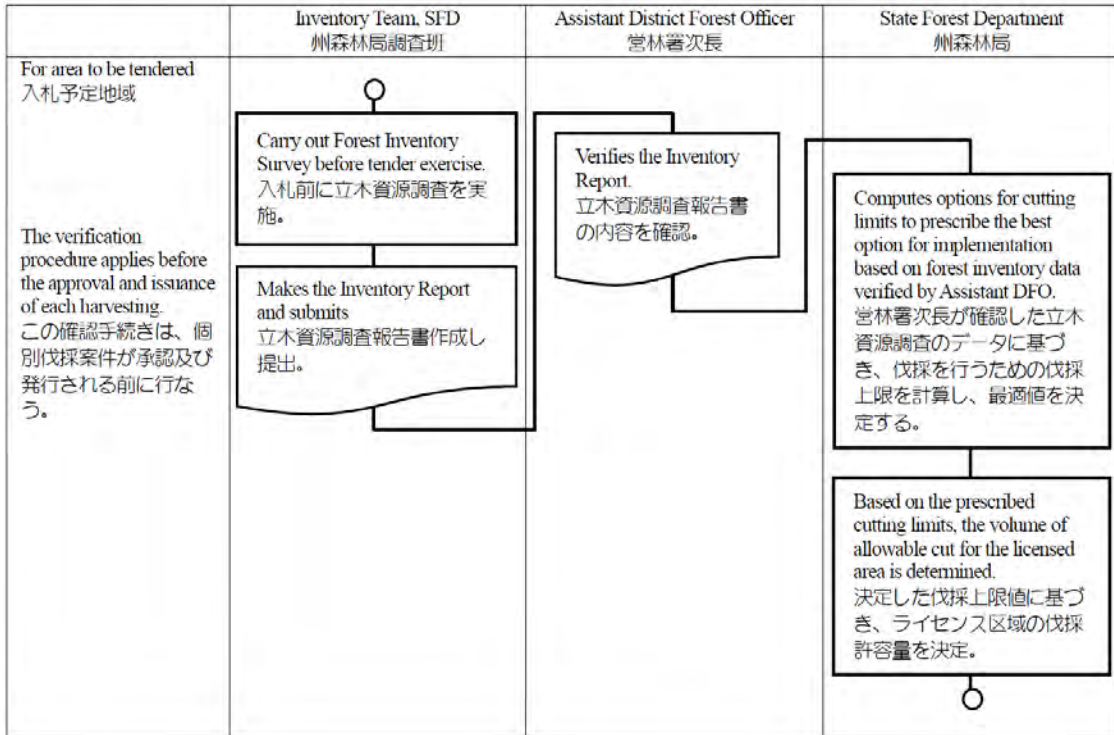
### A.入札予定地域における調査

入札予定地域における立木調査は、入札前に州森林局調査班が実施し、立木資源調査報告書を作成して営林署次長に提出し、営林署次長はその内容を確認する。州森林局は、営林署次長が確認した立木資源調査のデータに基づき、伐採を行うための最適な伐採枠を決定する。

### B.契約区域又は認可区域における調査

契約区域又は認可区域における立木調査は、森林局がライセンスを承認する前又はその後、森林局調査班また森林局が指定した委託業者により行い、報告書を作成して州森林局に提出する。州森林局は立木資源調査報告書の内容を確認し、営林署次長が確認した立木資源調査のデータに基づき、伐採を行うための最適な伐採枠を決定する。

Pre-Forest Inventory	立木資源調査
Sources of Timber: PF (excluding ITP)	木材の出所：永久林（産業用造林を除く）
Responsibility: State Forest Department (SFD)	所管：州森林局
To determine the species composition, stocking and distribution of all trees 15 cm and above diameter at breast height (DBH) and prescribe the cutting limits for Dipterocarp and Non-Dipterocarp tree species in the licensed area	胸高直径 15cm 以上の全ての樹木について、樹種、立木密度、分布を把握し、ライセンス区域におけるフタバガキ科及び非フタバガキ科の伐採上限を設定する。



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c10 入札予定地域における立木資源調査の手続き

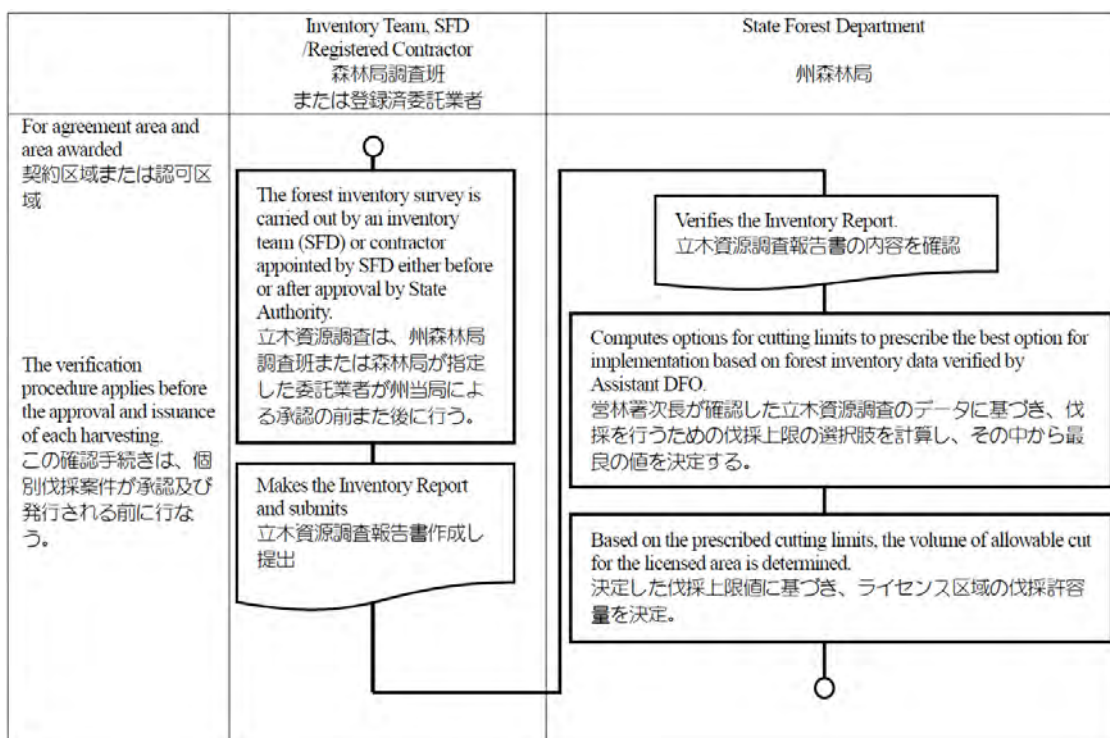
【証明書及び手続書類】

入札予定地域における立木調査に必要な手続書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c14 入札予定地域における立木調査に必要な手続書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF (excluding ITP) 永久林	Inventory Report 立木資源調査報告書	Inventory Team, SFD 森林局調査班	Assistant District Forest Officer 営林署次長

資料・監修：マレーシア木材産業庁



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c11 契約区域又は認可区域における立木調査の手続き

### 【証明書及び手続書類】

契約区域又は認可区域における立木調査に必要な手続書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c15 契約区域又は認可区域における立木調査に必要な手続書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
PF (excluding IIP) 永久林	Inventory Report 立木資源調査報告書	Inventory Team, SFD / Contractor 森林局調査班または委託業者	State Forestry Department 州森林局

資料・監修：マレーシア木材産業庁

### ③伐採事前影響評価

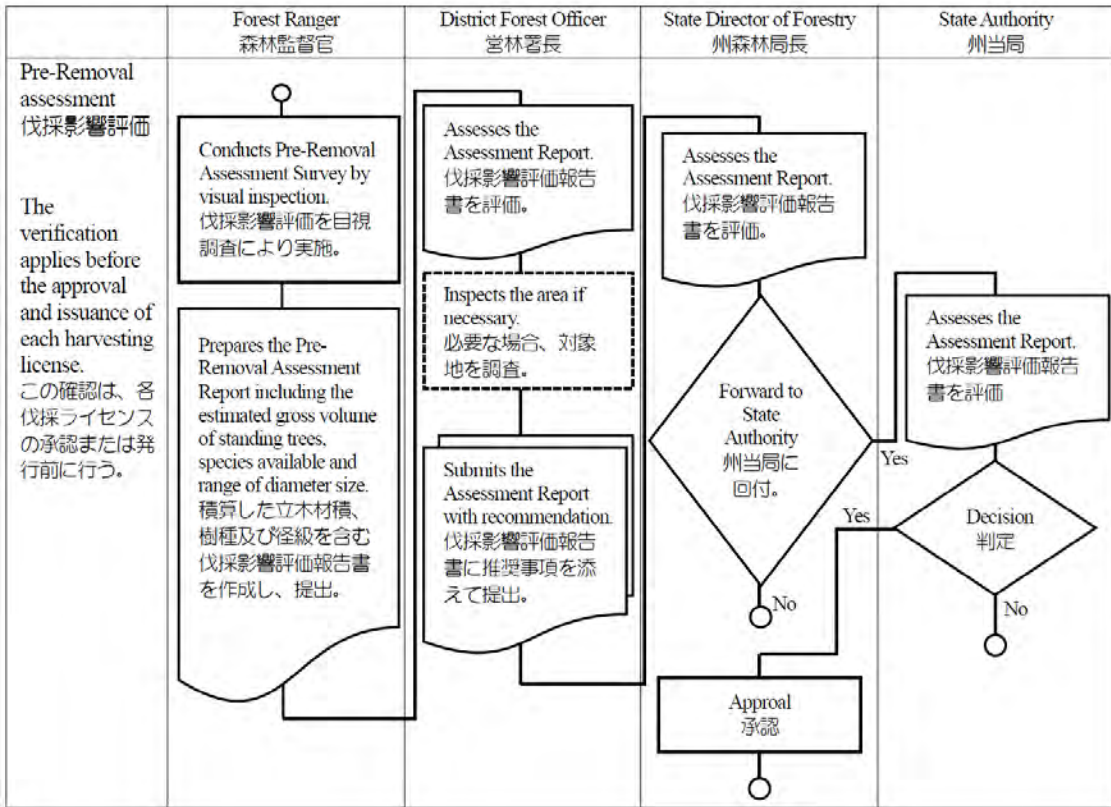
森林監督官は、伐採ライセンスの承認また発行前に、州有林及びゴム林を除く私有林を対象に伐採事前影響評価を行い、伐採影響評価報告書を作成して営林署長に提出する。

営林署長は、伐採影響評価報告書进行评估し、必要に応じて現地調査を行う。同報告書进行评估した営林署長は、推奨事項を添えて州森林局長に同報告書を提出する。

州森林局長は、営林署長から提出された伐採影響評価報告書及び営林署長が提出した推奨事項进行评估し、内容に問題がなければ同報告書を州当局に回付する。

州当局も事前森林影響評価報告書进行评估し、同報告書の内容が適正であればその旨を州森林局長に伝え、州森林局長が同報告書の承認を行う。

Pre-Removal Assessment	事前影響評価
Sources of Timber: SL & AL (excluding RW on AL)	木材の出所：州有林及び私有林（私有林のゴム林を除く）
Responsibility: State Forest Department (SFD)	所管：州森林局
Forest ranger conducts assessment by visual inspection and prepares assessment report, including plan of the area, indicating the estimated gross volume of standing trees, species available and range of diameter size, and submits report to the District Forest Officer.	森林監督官は目視検査により、立木資源実材積の積算及び径級別利用可能樹種を含むそのエリアの計画を示した評価報告書を作成し、報告書を営林署長に提出する。



資料・監修：マレーシア木材産業庁

図 4.1.c12 伐採事前影響評価の手続き

**【手続書類】**

伐採事前影響評価の手続きに要する書類は、次の表のとおりである。

表 4.1.c16 伐採事前影響評価の手続きに要する書類

Forest Type /Source of Timber 森林区分 /木材の出所	Title of Document 書類名称	Submit /Issuance 提出者または発行元	Recipient /Confirmation 受取人または確認者
SL & AL (excluding RW on AL) 永久林及び私有林（私有ゴム林を除く）	Pre-Forest Assessment Report including the estimated gross volume of standing tree, species available and range of diameter size.	Forest Ranger 森林監督官	District Forest Officer 営林署長
		District Forest Officer 営林署長	State Director of Forestry 州森林局長
	積算した立木材積、樹種及び径級を含む伐採影響評価報告書	State Director of Forestry 州森林局長	State Authority 州当局
	Letter of Recommendation 推奨報告書	District Forest Officer 営林署長	State Director of Forestry 州森林局長

資料・監修：マレーシア木材産業庁

#### ④立木へのタグ及び環印の表示

州有林及びゴム林を除く私有林の伐採ライセンス区域では、伐採作業を行う前に、森林監督官が所定の伐採限度に基づき、伐採又は保存する立木に ID 番号を表示した異なる色のタグを貼付する。タグの色は、伐採対象木は白色、道路建設又は伐採キャンプ及びログヤード建設のための伐採木には橙色、母樹又は採取木としての保存木は青色、保護目的の保存木は黄色と定められている。誤伐を避けるために、母樹その他伐採を禁止する立木にはタグを挟んで上下に黄色の環印を施す。営林署は、必要に応じて森林監督官による立木へのタグ付けを現場で監督する。

伐採予定木には根株と樹幹にタグを表示し、伐採後も根株に残ったタグにより搬出した丸太と照合できるようにしている。さらに、輸送するのに玉切が必要な長尺の丸太に付すタグには、玉切り後も伐採本数と丸太の搬出本数に整合性を持たせるために枝番を付す。



伐採対象木の根株と樹幹(伐り出し部分)に貼付したタグ(円内)。

写真 4.1.c3 伐採対象木のタグ



タグを挟み込むように黄色の環印が施されている。

写真 4.1.c4 保護木のタグと環印



写真 4.1.c5 根株のタグと森林局の刻印



写真 4.1.c6 インフラ整備による伐採予定木用の橙色のタグ

立木に貼付したタグの管理は森林監督官が行い、保存木については保存木一覧表及び母樹・採種木一覧表、伐採対象木についてはタグ付木材生産管理台帳を作成する。タグ付木材生産管理台帳は森林監督官が営林署長に提出し、営林署長が管理する。営林署長によるタグ付木材生産管理台帳の管理状況は、営林署が確認する。

また州森林局は、先住民が使用し、動物（特に鳥類）にとって重要な野生果樹を含む 32 の特定樹種が伐採対象木に含まれていないか確認する。

なお、これらの作業結果の概要は、森林監督官がライセンス所持者に提示する。

表 4.1.c17 特定樹種 32 種

	現地樹種名	学名	科名	備考
1	Ara	<i>Ficus spp.</i>	クワ科	果実は食用
2	Kerdas	<i>Archidendron bubalium</i>	マメ科	
3	Jering	<i>Archidendron jiringa</i>	マメ科	
4	Petai	<i>Parkia sp.</i>	マメ科	種子は食用
5	Tampoi	<i>Baccaurea maingayi</i>	コミカンソウ科	果実は食用
6	Tampoi	<i>Baccaurea sumatrana</i>	コミカンソウ科	果実は食用
7	Temponex	<i>Artocarpus rigidus</i>	クワ科	果実は食用
8	Rambutan Hutan	<i>Nephelium lappaceum</i>	ムクロジ科	果実は食用
9	Asam Gelugor	<i>Garcinia atroviridis</i>	フクギ科	
10	Kundang Hutan	<i>Bouea macrophylla</i>	ウルシ科	
11	Putat	<i>Barringtonia sp.</i>	サガリバナ科	
12	Podo	<i>Podocarpus sp.</i>	マキ科	
13	Machang	<i>Mangifera longipetiolata</i>	ウルシ科	
14	Keranji	<i>Dialium sp.</i>	マメ科	果肉は食用
15	Sentul	<i>Sandricum koetjape</i>	アカテツ科	
16	Durian	<i>Durio zibethinus</i>	アオイ科	果実は食用
17	Basong	<i>Knema sp.</i>	ニクズク科	香辛料等に使用
18	Basong	<i>Myristica sp.</i>	ニクズク科	香辛料等
19	Mata Pelanduk	<i>Ardisia sp.</i>	サクラソウ科	
20	Nangka	<i>Artocarpus heterophyllus</i>	クワ科	
21	Cempedak	<i>Artocarpus integer</i>	クワ科	果実は食用
22	Kelat Jambu Laut	<i>Eugenia sp.</i>	フトモモ科	
23	Mangga	<i>Mangifera indica</i>	ウルシ科	
24	Berangan	<i>Castanopsis sp.</i>	ブナ科	
25	Kelumpang Jari	<i>Sterculia foetida</i>	アオイ科	
26	Kelumpang	<i>Sterculia parvifolia</i>	アオイ科	
27	Kedondong Jari Daun Lichin	<i>Santiria laevigata</i>	カンラン科	果実は食用
28	Pauh	<i>Irvingia malayana</i>	アーヴィンギア科	
29	Tualang	<i>Koompassia excelsa</i>	マメ科	野生蜂が営巣
30	Bekak	<i>Aglaiia sp.</i>	センダン科	
31	Mersindok	<i>Disoxylum sp.</i>	センダン科	
32	Mempening Gajah	<i>Lithocarpus cyclophorus</i>	ブナ科	